

都留文科大学創立 70 周年記念事業用ロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、都留文科大学の創立 70 周年を PR し、その機運を盛り上げるとともに、大学の魅力を発信し、愛着を深めることを目的として制作した都留文科大学創立 70 周年記念事業用ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について幅広い使用を促進し、適正な使用及び管理を図るため、その取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの権利等)

第 2 条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークに関する一切の権限は、大学に帰属する。

(ロゴマークの使用)

第 3 条 ロゴマークは、前条に定める趣旨に賛同し、以下の定めを遵守するものは使用することができる。

(使用の届出)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には届出の必要はない。

- (1) 本学の教職員又は学生、卒業生及び後援会など本学関係者が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (4) 非営利目的および情報発信等に使用するとき。
- (5) その他学長が届出を要しないと認めたとき。

2 前項の規定により届出をしようとする者（以下「届出使用者」という。）は、都留文科大学創立 70 周年記念事業用ロゴマーク使用届（別記様式。以下「使用届」という。）に次に掲げるものを添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 現物、見本等ロゴマークの使用方法を確認することができるもの
- (2) その他学長が必要と認めるもの

(使用期間)

第 5 条 ロゴマークの使用期間は、2027 年 3 月 31 日までとする。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出使用者は、使用届の使用目的以外で使用しないこと。
- (2) ロゴマークを使用するもの（以下「使用者」という。）は別記取扱マニュアルを遵守して使用しなければならない。
- (3) ロゴマークに係る商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。また、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の不可)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を不可とする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 大学の信用若しくは品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) ブランドメッセージのイメージを損なう、又は損なうおそれがあるとき。
- (7) その他学長が使用について不適切であると認めるとき。

(使用の中止等)

第9条 学長は、ロゴマークの使用が第6条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるとき、又は前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し、ロゴマークの使用の中止、使用品の回収又は廃棄を命じるものとし、使用者は異議なくこれに従うものとする。

(使用実績の公表)

第10条 届出使用者は、本学がロゴマークの使用実績について届出使用者名、使用内容等を公表することについて、了承するものとする。

(事務)

第11条 ロゴマークの使用に関する事務は、経営企画課において処理する。

(損失補償)

第 12 条 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、大学は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別図) 都留文科大学創立 70 周年記念事業用ロゴマーク

① 基本デザイン



② タグライン併記デザイン



③ 単色デザイン



色とりどりのミライへ。



